

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長様

市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	来住地区 (来住町・下来住町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 2月 19日 (第 3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では農業従事者の高齢化が進み遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図るためにも、農事組合法人きすみの営農やJA等の協力を得ながら、地域全体で農地利用の仕組みの構築を図るための取り組みを検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域にはすでにある、農事組合法人きすみの営農を中心に更なる集積、集約化を進め農作業の効率化を図るため、地域のご理解とご協力を得られる体制を構築し、整備田の農地確保をめざす。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	66,7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	11,4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農事組合法人きすみの営農集約農地面積 45ha 個人経営農地面積 21,8ha 自己保全管理農地面積 11,4ha

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域農業に関する調査アンケートを整備田の耕作者と、農事組合法人きすみの営農に行い、農事組合法人きすみの営農を中心として農地の集約を進め、担い手の確保に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構を介して、農事組合法人きすみの営農を全面的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
来住地区農地は整備済で、すべての整備田での農地確保をめざす。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連帯して栽培技術や農業技術を取り入れる。個人耕作者も農事組合法人きすみの営農も農業の安定した経営のために、公的な補助等の活用を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAに農薬ヘリ散布、有機肥料散布、稲作苗の購入等を依頼しているが、さらなる農業支援サービスの活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

現在来住地区にはシカの被害は無く、イノシシ柵設置、土手、農道、水路等の補修保全を両来住郷協議会・農地水環境保全隊と協力し保全に努めている、又ビオトープ水路の草刈り清掃も年2回おこなって環境保全に努めている。電気柵も多数設置している。最新の農機を取り入れたスマート農業にも取り組を始めている。